

附 則（平成一八年四月二六日政令第一
（施行期日）
第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
**附 則（令和二年一二月二十四日政令第三
七六号）** この政令は、令和三年一月一日から施行する。